

4 企業年金保険

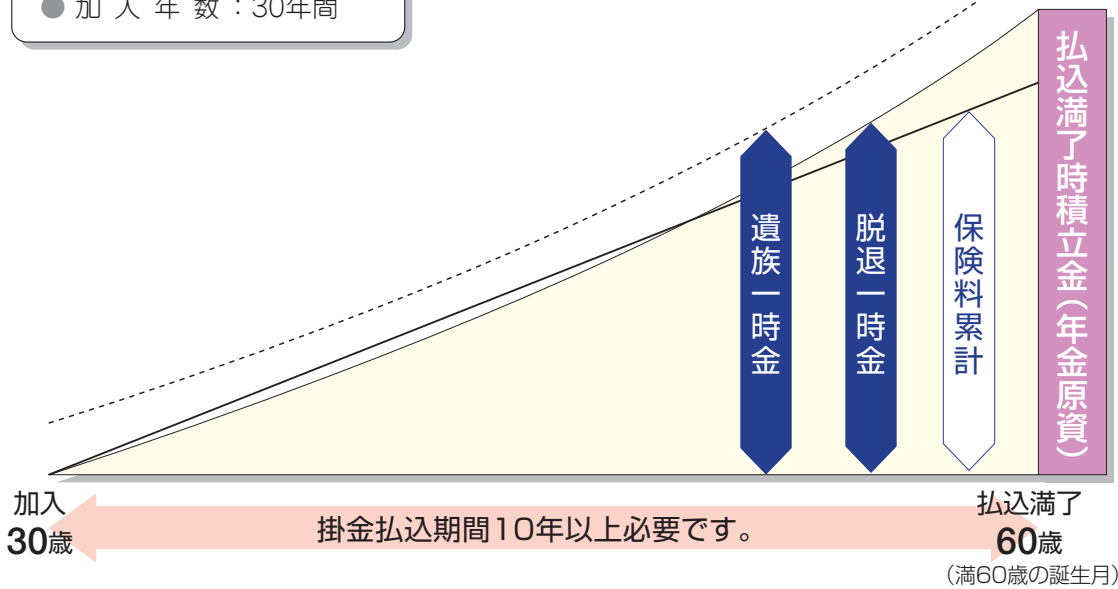
拠出型企業年金保険

税制適格型 A …年金受給を目的としたコースです。

- 将来の年金を目的とした積立制度です。
満50歳未満の方が新規加入できます。
- 保険料(掛金から制度運営費を差し引いた額)は、**個人年金保険料控除の対象**となります。
- 掛金は毎年自由に選べます。
(1口1,000円単位、100口10万円まで)
- 掛金の払込は在職中(60歳満了時)に完了し、退職後の掛金負担はありません。
- 在職中に脱退されても給付(脱退一時金)が得られます。
- 年金コースを選択された場合**受取開始期間を最長5年間据え置くことができます。**

制度のしくみ

- ご加入例**
- ご加入年齢：30歳女性
 - 月額掛金：20,000円
 - 加入年数：30年間



掛金払込期間中の給付内容

給付金	給付事由	給付内容	受取人
脱退一時金	掛金払込期間中に脱退されたとき	脱退時点の積立金額を脱退一時金としてお支払いします。	ご本人
遺族一時金	掛金払込期間中に死亡されたとき	脱退一時金に月払掛金1口につき1,000円を加算したものです。	ご遺族

自由選択 (ただし、60歳未満の場合確定年金は選択できません。)

年金コース 10年確定年金

10年間の支払年金累計額 約810万円

基本年金年額 約81万円

年金支払期間(10年間)

60歳 (年金支払開始) → 70歳 (支払期間終了)

給付内容
加入者の生死にかかわらず、10年間年金を支払います。

コース選択時の条件
〈積立期間〉10年以上
〈退職時年齢〉60歳以上

必要積立金
年金月額1万円につき
1,160,264円

※年金は、雑所得となります。

年金コース 15年確定年金

15年間の支払年金累計額 約830万円

基本年金年額 約55万円

年金支払期間(15年間)

60歳 (年金支払開始) → 75歳 (支払期間終了)

給付内容
加入者の生死にかかわらず、15年間年金を支払います。

コース選択時の条件
〈積立期間〉10年以上
〈退職時年齢〉60歳以上

必要積立金
年金月額1万円につき
1,702,919円

※年金は、雑所得となります。

年金コース 10年保証終身年金

10年間の支払年金累計額 約326万円

基本年金年額 約32万円

保証期間(10年間)

60歳 (年金支払開始) → 70歳 (保証期間終了)

80歳時 支払年金累計額 約652万円

60歳女性 平均余命27年(87歳まで)の支払年金累計額 約880万円

※平均余命：平成17年簡易生命表より

給付内容
10年間(保証期間)は加入者の生死にかかわらず、それ以降は本人が生きている限り、一生にわたり、年金を支払います。

コース選択時の条件
〈積立期間〉10年以上
〈退職時年齢〉50歳以上

必要積立金
年金月額1万円につき
60歳時 男性 2,493,889円
60歳時 女性 2,890,272円

※年金は、雑所得となります。

一時金

一時金 約7,858,000円

給付内容
満了時の積立金を脱退一時金として支払います。

※脱退一時金は、一時所得となります。

※上記金額は平成21年9月1日現在の予定利率をもとに計算された金額であり、今後の経済情勢などにより、実際にお支払いする金額が変動(増減)することがあります。したがって、将来のお支払い額をお約束するものではありません。なお、移行時に詳しいご案内を差し上げます。

企業年金保険

拠出型企業年金保険

(一時払退職後終身保険・終身医療保険(03)<120日型>・医療給付金付個人定期保険)

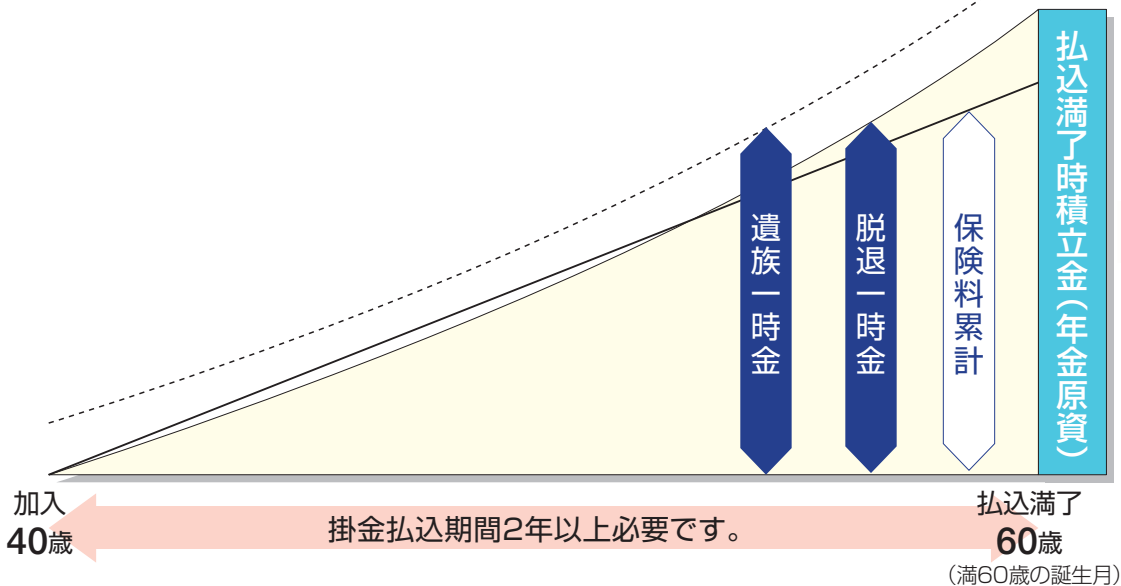
自由積立型 B …退職後保障を目的としたコースです。

- 在職中に積立をし、退職後は生活プランに合わせて「終身保険」「医療保険」「年金」「一時金」の4つのコースから自由に選択できます。
満58歳未満の方が新規加入できます。
- 掛金は毎年自由に選べます。
(1口1,000円単位、100口10万円まで)。
- 掛金の払込は在職中(60歳満了時)に完了し、退職後の掛金負担はありません。
- 在職中に脱退されても給付(脱退一時金)が得られます。
- **積立金が10万円以上ある場合は、年1回に限り積立金の減口(指定額払出)ができます。**
- **年金コースを選択された場合受取開始期間を最長5年間据え置くことができます。**

制度のしくみ

ご加入例

- ご加入年齢：40歳男性
- 月額掛金：30,000円
- 加入年数：20年間



掛金払込期間中の給付内容

給付金	給付事由	給付内容	受取人
脱退一時金	掛金払込期間中に脱退されたとき	脱退時点の積立金額を脱退一時金としてお支払いします。	ご本人
遺族一時金	掛金払込期間中に死亡されたとき	脱退一時金に月払掛金1口につき1,000円を加算したものです。	ご遺族

自由選択(重複選択可)

終身保障コース(一時払退職後終身保険)

● 中途解約された場合
解約返戻金を支払います

一時払保険料 **7,558,000円**(満了時積立金)

70歳で解約した場合
解約返戻金 **約827万円**

80歳で解約した場合
解約返戻金 **約892万円**

60歳

死亡・高度障害保険金 **約984万円**

終身保障

※解約しますと、以後の保障はなくなります。

給付内容
一生涯の死亡・高度障害保障が得られます。
● 死亡・高度障害保険金

コース選択時の条件
〈積立期間〉2年以上
〈退職時年齢〉50歳以上
〈保障額〉保険金額50万円以上3,000万円以下

必要積立金
死亡・高度障害保険金100万円につき
60歳時 男性 **768,030円**
60歳時 女性 **717,910円**

医療保険コース 終身医療保険(終身医療保険(03)<120日型>)

一括払保険料 **約155万円**(60歳:男性の場合)

病气やケガによる入院・手術等の保障
入院給付金日額 **5,000円**

60歳

一生保障
※一部給付金は80歳満了まで

給付内容
退職後、一生涯の入院・手術等の給付が得られます。
● 入院給付金 ● 高度先進医療給付金
● 手術給付金 ● 特定疾患給付金
● 死亡保険金

コース選択時の条件
〈積立期間〉4年1ヵ月以上
〈退職時年齢〉50歳以上
〈保障額〉入院給付金日額5,000円

必要積立金
入院給付金日額5,000円(一括払(年払全期前納)保険料)
60歳時 男性 **1,546,918円**
60歳時 女性 **1,925,301円**

医療保険コース 定期医療保険(医療給付金付個人定期保険)

一時払保険料 **約49万円**(60歳:男性の場合)

病气やケガによる入院・手術等の保障
入院給付金日額 **5,000円**

60歳

70歳満了

給付内容
退職後、70歳満了の入院・手術等の給付が得られます。
● 入院給付金 ● 高度先進医療給付金
● 手術給付金 ● 特定疾患給付金
● 死亡・高度障害保険金 ● 災害・高度障害保険金

コース選択時の条件
〈積立期間〉4年1ヵ月以上
〈退職時年齢〉50歳以上
〈保障額〉入院給付金日額5,000円

必要積立金
入院給付金日額5,000円(一時払保険料)
60歳時 男性 **490,275円**
60歳時 女性 **456,850円**

年金コース 10年確定年金

10年間の支払年金累計額 **約780万円**

年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金

基本年金年額 **約78万円**

年金支払期間(10年間)

60歳(年金支払開始)

70歳(支払期間終了)

給付内容
加入者の生死にかかわらず、10年間年金を支払います。

コース選択時の条件
〈積立期間〉2年以上
〈退職時年齢〉50歳以上

必要積立金
年金月額1万円につき
1,160,264円

※年金は、雑所得となります。

一時金

一時金 **約7,558,000円**

給付内容
満了時の積立金を脱退一時金として支払います。
※脱退一時金は、一時所得となります。

※上記内容は平成21年9月1日現在(年金コースについては平成21年9月1日現在の予定利率をもとに計算)のもので、実際には移行時の保障内容・保険料・約款が適用となります。なお、移行時に詳しいご案内を差し上げます。

企業年金保険 税制適格型(A)・自由積立型(B) 共通項目

1 月払掛金

1口1,000円から 100口100,000円まで

※掛金には0.8%の制度運営費が含まれています。

2 給付額試算表

月払 10口 10,000円につき

積立年数	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	年金月額 [10年確定年金コース]を選択した場合
1年	120,000円	117,426円	約(1,013)円
2	240,000	235,591	(2,031)
3	360,000	354,630	(3,057)
4	480,000	474,551	(4,091)
5	600,000	595,358	(5,132)
6	720,000	717,060	(6,181)
7	840,000	839,662	(7,237)
8	960,000	963,172	(8,302)
9	1,080,000	1,087,596	(9,374)
10	1,200,000	1,212,940	10,454
11	1,320,000	1,339,212	11,543
12	1,440,000	1,466,418	12,639
13	1,560,000	1,594,572	13,744
14	1,680,000	1,723,700	14,857
15	1,800,000	1,853,810	15,978
20	2,400,000	2,519,341	21,714
25	3,000,000	3,210,577	27,672
30	3,600,000	3,929,027	33,864

※自由積立型(B)にご加入で払込満了時(年金コース移行時)に最低年金月額(10,000円)に満たない場合は()表示となり、一時金でお支払いします。

(注) 1. 給付金は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。

- 制度として41,750口を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率(平成21年9月1日現在)および引受割合(平成21年10月1日現在)に基づき計算しております。なお、アクサ生命保険株式会社(事務幹事会社)の予定利率は平成21年9月1日に予定利率が0.8%に変更されるものとして計算しております。この予定利率の変更は平成21年3月に主務官庁への届出を行っておりますが、主務官庁より審査基準に適合していると認められることが前提となります。

予定利率が0.8%と異なることとなった場合には変更後の予定利率による給付額試算表を新たに作成し、速やかに加入・増口のお申し込みをいただいた方にご提示し、加入・増口申し込みのご意思を再度確認させていただきます。

予定利率(上記変更後の予定利率を含みます)については、将来、経済変動等により変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積み増しに充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

2. 保険料払込期間の配当金は、積立金の増額のための保険料に、年金受給権取得後の配当金は年金の増額(増加年金)のための保険料に充当します。

3. 年金コースを選択するにあたって税制適格型(A)は積立期間が10年以上必要です。また自由積立型(B)の場合、積立期間が2年以上かつ年金月額10,000円以上になることが必要です。

3 税法上の取扱

掛金	税制適格型(A)の保険料	遺族一時金
掛金から制度運営費1.5%を差し引いた額が実質保険料となります。	個人年金保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条第2項、第4項)	相続税の課税対象、ただし、「500万円×法定相続人数」までは非課税となります。 (相続税法第3条、第12条第1項)
	自由積立型(B)の保険料	年
	一般の生命保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、地方税法第34条・第314条-2)	所得税として課税されます。 課税対象額 = (年金年額 + 増加年金) - 年金年額 × $\frac{\text{払込保険料総額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$ (所得税法第35条、同施行令第183条)
脱退一時金 (減口(指定額払出)および退職後保障保険料充当分を含む)	一時所得として課税されます。 課税対象額 = (脱退一時金 - 払込保険料総額 - 50万円) × 1/2 (所得税法第34条、同施行令第183条) ※ただし、その年に他の一時所得がある場合は、合算されて課税対象額の計算がされます。	

4 制度の取扱

項目	税制適格型(A)	自由積立型(B)
加入資格	千葉県庁生活協同組合の組合員で、平成21年10月1日現在満50歳未満かつ健康で正常に勤務している方。	千葉県庁生活協同組合の組合員で、平成21年10月1日現在満58歳未満かつ健康で正常に勤務している方。
新規加入・増口	加入および増口の時期は10月1日です。 加入資格を満たしている方であれば税制適格型(A)・自由積立型(B)のいずれか一方、または両方に加入することができます。 ※税制適格型(A)、自由積立型(B)間の保険料・積立金はそれぞれ区分して管理されますので、コース間の移動はお取扱いできません。	
掛金の変更(一部払込中止)	加入者が次の事由に該当する場合には、年1回(毎年10月1日)掛金を変更(一部払込中止)することができます。 この場合、変更(一部払込中止)した部分に対応する積立金は払い出さず、引き続き積み立てます。 (事由)①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 ⑦その他、保険料の拠出に支障のある場合	
掛金の減口(指定額払出)	お取扱いできません。	加入者が次の事由に該当する場合には年1回積立金の一部払出しが出来ます。ただし、払出額は10万円以上1万円単位とします。 (事由)①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済
掛金	(1)掛金の払方 月払のみ (2)加入限度 税制適格型(A)・自由積立型(B)それぞれ別枠として次の範囲で加入できます。 1口1,000円として1口以上100口まで (3)払込方法 掛金は毎月の給与(第1回は9月)より控除します。 (4)制度運営費 掛金には1.5%の制度運営費が含まれています。 (掛金から1.5%差し引いた実質保険料が年末調整の際、個人年金保険料控除(A型)または一般の生命保険料控除(B型)の対象となります。)	
脱退	脱退はいつでもできます。税制適格型(A)・自由積立型(B)の両方に加入している場合、どちらか一方のみの脱退(全部減口)も可能です。	
掛金払込期間	満60歳の誕生日まで(掛金払込は在職中のみ)	
退職後保障コースについて	①年金支払開始日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。年金は年4回(2、5、8、11月の各19日)に分割してお支払いします。 ②年金開始後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存保証期間(確定年金の場合は残存年金支払期間)の未支払年金現価を一時金でお支払いします。この場合、10年保証終身年金コースについては10年の保証期間経過後加入者ご自身が生存されているとき、年金のお支払いを再開します。 ③掛金の払込期間が10年未満の方は、年齢にかかわらず年金を選択することはできません。この場合、年金にかえて一時金でお支払いします。 ④年金コースを選択する際に、一時払により保険料を積み増しすることにより、年金月額を増額することができます。ただし、確定年金を選択する場合、一時払保険料額はその時点の積立金以下となります。 ⑤年金の受給開始期間を最長5年間据え置くことができます。	(1)終身保障コース・医療保険コース(終身医療保険)・医療保険コース(定期医療保険)を選択した場合 ①退職した日の翌月1日に積立金を一時払退職後終身保険・医療給付金付個人定期保険の70歳満了の一時払保険料、終身医療保険(03)〈120日型〉の70歳払込満了の一括払保険料に充当し、この日からそれぞれの保障が開始されます。それぞれのコースの移行にあたっては健康状態に関する告知書等必要な書類を提出していただきます。 なお、一時払退職後終身保険は保険金額によっては診査を受けていただく場合があります。 ②移行後は拠出型企業年金保険の加入者本人を契約者とする個人保険となり、引受保険会社は引き続きアクサ生命となります。 なお、事前にパンフレット「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を団体窓口よりお受取りの上、必ずご一読ください。 ③選択時に積立金の不足により、保障額が低い場合、一時払により保険料を積み増しすることにより終身保障コースの保険金額の増額や医療保険コース(終身医療保険)・医療保険コース(定期医療保険)の選択をおこなうことができます。ただし、告知内容によっては終身保障コースの保険金額の増額または医療保険コース(終身医療保険)・医療保険コース(定期医療保険)の選択ができないことがあります。 (2)年金コースを選択した場合 ①年金支払開始日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。年金は、年4回(2、5、8、11月)に分割してお支払いします。年金月額が1万円に満たない場合は年金にかえて一時金でお支払いします。 ②年金コースを選択する際に、一時払により保険料を積み増しすることにより、年金月額を増額することができます。なお、一時払保険料額はその時点の積立金以下となります。 ③年金の受給開始期間を最長5年間据え置くことができます。

高度障害とは次の状態になった場合をいいます。

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険金が支払われない場合(主なもの)

- 移行日から1年(医療保険コースは3年)以内の自殺
- 死亡保険金受取人の故意による死亡
- 被保険者の故意による高度障害
- 戦争その他変乱による死亡・高度障害
- 移行の際、被保険者が故意または重大な過失によって事実を告げなかったか事実でないことを告げたとき

お申込みにあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

引受保険会社と引受割合

当制度は千葉県庁生活協同組合が下記の保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約、一時払退職後終身保険、医療給付金付個人定期保険および終身医療保険(03)〈120日型〉事務取扱協定に基づき運営します。なお、拠出型企業年金保険は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。下記の引受保険会社は、各引受割合(平成21年10月1日現在)に応じて保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。なお、各引受保険会社の実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

アクサ生命保険株式会社(80%) (事務幹事会社) 日本生命保険相互会社(20%)
【一時払退職後終身保険、医療給付金付個人定期保険、終身医療保険(03)〈120日型〉】
引受保険会社 アクサ生命保険株式会社